

●香川県告示第567号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成24年12月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
栗林公園の舟遊場の 使用料（専用使用の 場合を除く。）の収 納事務	略			栗林公園の舟遊場の 使用料（専用使用の 場合を除く。）の収 納事務	略		
<u>香川県青年センター</u> の使用料の徴収事務	<u>香川県連合</u> 青年会	<u>高松市国分寺町</u> 国分1009番地	<u>平成24年12月</u> <u>1日</u>				